

平成20年3月第9回互理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成20年3月11日第9回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 番 小 野 一 雄  | 2 番 熊 澤 勇     |
| 3 番 鞠 子 幸 則  | 4 番 相 澤 久 美 子 |
| 5 番 渡 邊 健 一  | 6 番 高 野 孝 一   |
| 7 番 宍 戸 秀 正  | 8 番 安 藤 美 重 子 |
| 9 番 鈴 木 高 行  | 10 番 平 間 竹 夫  |
| 11 番 佐 藤 ア ヤ | 12 番 佐 藤 實    |
| 13 番 山 本 久 人 | 14 番 熊 田 芳 子  |
| 15 番 安 田 重 行 | 16 番 永 浜 紀 次  |
| 17 番 高 野 進   | 18 番 島 田 金 一  |
| 19 番 安 細 隆 之 | 20 番 岩 佐 信 一  |

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企画財政課長	森 忠 則
税務課長	菊 地 良 典	町民生活課長	岡 元 継 男
保健福祉課長	佐 藤 仁 志	産業観光課長	三戸部 貞 雄
都市建設課長	阿 部 信 一	上下水道課長	古 積 敏 男
会計管理者兼会計課長	水 野 孝 一	教育長	鈴 木 光 範
学務課長	齋 藤 良 一	生涯学習課長	遠 藤 敏 夫
農業委員会事務局長	三戸部 貞 雄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	議会担当理事	渡 辺 光 一
書記	丸 子 城		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議案第 27号 平成20年度亶理町一般会計予算  
日程第 3 議案第 28号 平成20年度亶理町国民健康保険特別会計予算  
日程第 4 議案第 29号 平成20年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算  
日程第 5 議案第 30号 平成20年度亶理町公共下水道事業特別会計予算  
日程第 6 議案第 31号 平成20年度亶理町老人保健特別会計予算  
日程第 7 議案第 32号 平成20年度亶理町土地取得特別会計予算  
日程第 8 議案第 33号 平成20年度亶理町介護保険特別会計予算  
日程第 9 議案第 34号 平成20年度亶理町介護認定審査会特別会計予算  
日程第10 議案第 35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算  
日程第11 議案第 36号 平成20年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第12 議案第 37号 平成20年度亶理町水道事業会計予算

(以上11件一括議題 総括質疑・特別委員会付託)

午前9時59分 開議

議長(岩佐信一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岩佐信一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番 平間 竹夫議員、  
11番 佐藤 アヤ議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 27号 平成20年度亶理町一般会計予算から

日程第12 議案第 37号 平成20年度亶理町水道事業会計予算まで

(以上11件一括議題)

議長(岩佐信一君) 日程第2、議案第27号 平成20年度亶理町一般会計予算から、日程  
第12、議案第37号 平成20年度亶理町水道事業会計予算までの以上11件を一括議題

といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第27号 平成20年度互理町一般会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、議案第27号 平成20年度互理町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成20年度互理町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億 2,400万円と定めるものでございます。

前年度と比較しますと、額にして 2,700万円の減、率にして 0.3%の減となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第 214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方債。

地方自治法第 230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

第4条、一時借入金。

地方自治法第 235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、中小企業振興資金損失補償料。期間につきましては、平成21年度から平成30年度までです。限度額が預託金の10%以内。

第3表 地方債。

起債の目的、臨時財政対策債。限度額が3億円。起債の方法、証書借入または証

券発行。利率、年3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公庫、企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により償還年限の短縮または低利借りにかえることができる。

起債の方法は、すべて同じでございます。

起債の目的、漁港修築事業債 2,020万円、農業基盤整備事業債 2,830万円、道路整備事業債 7,000万円、河川整備事業債 6,300万円、都市計画事業債 6,300万円、消防施設整備事業債 260万円、合計で5億4,710万円となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第28号 平成20年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第28号 平成20年度亙理町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成20年度亙理町の国民健康保険特別会計の予算は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億5,712万7,000円と定める。

これは、対前年度比で8.2%の減、額にしまして2億9,006万4,000円の減の予算となっております。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第29号 平成20年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について、学務課長の説明を求めます。学務課長。

学務課長（齋藤良一君） それでは、議案第29号 平成20年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成20年度亙理町の奨学資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,284万2,000円と定めるものでございます。

これにつきましては、対前年度比、額にして 229万 6,000円の減、率にして 9.1%の減となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第30号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（古関敏男君） それでは、議案第30号についてご説明を申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 平成20年度亙理町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成20年度亙理町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億 9,345万 1,000円と定める。

対前年と比較しまして、額にしまして 1,645万 5,000円の増、率にしまして 1%の増となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第 214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第 230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第 235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は3億円と定める。

16ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に読み上げます。

平成20年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金。平成21年度から平成23年度まで。限度額につきましては24万 7,000円でございます。

次に、平成20年度水洗便所改造資金融資あっせんに係る損失補償。平成21年度から平成23年度まで。限度額につきましては 300万円でございます。

第3表、地方債。

これにつきましては、起債の目的、限度額の順に読み上げます。

公共下水道事業債 1億 8,500万円、流域下水道事業債 2,330万円、公共下水道資本比平準化債 2億40万円、流域下水道資本比平準化債 2,600万円、計 4億 3,470万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第31号 平成20年度互理町老人保健特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第31号についてご説明申し上げますので、17ページをお願いしたいと思います。

平成20年度互理町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成20年度互理町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3億 4,432万円と定める。

これは、対前年比で86.7%の減で、金額にして22億 3,824万 1,000円の減の予算となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第32号 平成20年度互理町土地取得特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 20ページでございます。

議案第32号 平成20年度互理町土地取得特別会計予算。

平成20年度互理町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出 537万 6,000円と定めるものでございます。

対前年度比、額にして10万 1,000円、率にして 1.9%の増となっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第33号 平成20年度互理町介護保険特別会計予算について保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、23ページをお願いします。

議案第33号 平成20年度亙理町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度亙理町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億 8,203万 7,000円と定める。

これは対前年度比で 5.0%の増、金額にしまして 8,457万 2,000円の増の予算となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第34号 平成20年度亙理町介護認定審査会特別会計予算について保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、26ページになります。

議案第34号 平成20年度亙理町介護認定審査会特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度亙理町の介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 744万 2,000円と定める。

これは対前年度比で 2.6%の減で、金額にして20万 1,000円の減の予算となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、産業観光課長の説明を求めます。産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 議案第35号についてご説明を申し上げます。

29ページをお開き願いたいと思います。

議案第35号 平成20年度わたり温泉鳥の海特別会計予算。

平成20年度亙理町のわたり温泉鳥の海特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億 6,949万円と定めるものであります。



このわたり温泉島の海の特別会計予算につきましては、先月の2月6日に営業開始しておりますので、平成20年度予算が初めて、年間を通しての予算編成となりますので、対前年比については省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第36号 平成20年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算について保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） それでは、議案第36号、32ページでございます。よろしくお願いいたします。

平成20年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度亘理町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,834万7,000円と定める。

この会計につきましても、平成20年度から75歳以上の高齢者の方を対象とする後期高齢者医療制度が開始されることによりまして、保険料徴収業務が町で行う業務ということで、行うための経費相当を処理するための特別会計でございまして、初めての会計でございますから、前年度の対比はございませんのでご了承をお願いします。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第37号 平成20年度亘理町水道事業会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（古関敏男君） 別冊になります。水道会計の予算書という別冊になります。

1ページをお開き願います。

議案第37号 平成20年度亘理町水道事業会計予算。

第1条、総則。

平成20年度亘理町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は次のとおりとする。

(1)給水戸数、1万1,124戸。

(2)年間総給水量、376万6,667立方メートル。

(3)1日平均給水量、1万319立方メートル。

(4)主な建設改良事業、町道柴街道線配水管布設工事外でございます。

事業費等の予定額が 9,160万円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款事業収益でございます。8億7,424万2,000円。対前年と比較しまして484万8,000円の増で、率にしまして0.6%の増となっております。

次に、支出でございます。

第1款事業費8億5,093万2,000円、対前年と比較しまして654万9,000円の増、率にしまして2.8%の増となっております。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款資本的収入7,534万4,000円、対前年と比較しまして1,061万1,000円の7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,940万7,000円で補てんするものとする。

収入。

第1款資本的収入7,534万4,000円、対前年と比較しまして1,061万1,000円の増、率にして16.3%の増となっております。

支出。

第1款資本的支出2億4,476万1,000円、対前年と比較しまして861万9,000円の増、率にしまして9.2%の増となっております。

2ページ目をお開き願います。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、亘理町水道第4次拡張事業、限度額が2,300万円でございます。

下にいきまして、亘理町水道配水管整備事業3,700万円、計で6,000万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載されているとおりでございます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は 5,000万円と定める。

続きまして、第7条ですが、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりとする。

(1)営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 7,307万 1,000円。

(2)交際費 1万円。

第9条、他会計からの補助金。

広域化対策事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1,828万 7,000円である。

第10条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は 2,000万円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 以上で一括議題に係る提案理由の説明が終わりました。

これより総括質疑に入ります。

町長の平成20年度施政方針及び議案第27号から議案第37号までの当初予算について質疑を許します。

通告者は順次、質疑を許します。3番 鞠子幸則議員、登壇。

3番（鞠子幸則君） 3番 鞠子幸則です。

私は、2点について総括質疑を行います。

まず、第1点、新規事業についてです。

2008年度の(1)町民と築く「協働のまちづくり」、(2)安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、(3)安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」、(4)こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」、(5)活力あふれる「産業拠点のまちづくり」、(6)計画推進のための各分野での新規事業は何かであります。

第2点目は、選挙公約の実現についてです。

2008年度、2006年5月の町長選挙での公約のうち、(1)保育所待機児童の解消、(2)保健福祉センターの建設、(3)地域医療体制と救急医療体制の充実、(4)学校給食の充実と食育の推進、(5)企業誘致の推進を2008年度予算にどう反映したのかであります。

答弁、お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、鞠子議員の第1点目について私の方から最初にご説明申し上げます。

平成20年度の新規事業につきましては、ご質問にありますように、第4次亙理町総合発展計画の6本柱に沿ってお答えしたいというふうに思います。

第1点目、町民と築く「地域協働のまちづくり」においては、企画事務経費の中に「協働のまちづくり推進支援事業」として231万3,000円を計上しております。

本事業につきましては、住民参加・協働のもとに新たな時代のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、町民及び町職員のセミナーの開催、地区別計画策定のためのファシリテーターの養成、あるいはワークショップ等の開催を行い、町民みずからが作り上げ、そしてまちづくりの主体として実感できるような組織づくりを支援するための事業でございます。

次に、第2点目の安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」においては、袖ヶ沢町営住宅全4棟分の公共下水道接続を新年度において実施し、あわせて当該町営住宅敷地内の排水改善のための側溝改修工事を行い、快適な生活環境の充実を図りたいと思います。

また、非常備消防経費としては、本年7月に丸森町を会場として開催される第45回宮城県消防操法大会に本町消防団吉田分団と逢隈分団が町を代表して参加するため、事前練習等を含めた経費を計上しております。

第3点目の安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」においては、逢隈児童館を社会福祉法人宮城県福祉事業協会に指定管理させるための経費を計上しております。

また、予防接種経費の中の麻しん風しん混合ワクチン接種事業において、従来の満1歳児と6歳児の接種に加え、昨年春から10代及び20代を中心として麻しんが大流行したことを受け、国・地方公共団体、医療・教育関係者が連携して対策を行うこととなり、本町においても3期として中学1年生、及び4期として高校3年生と

なる町民に無料で予防接種を実施し、発生の予防と蔓延の防止を行う事業の予算を計上しております。

さらに、平成20年度4月からの医療制度改革により医療保険者に健診・保健指導が義務化されるに当たり、亘理町国民健康保険特別会計においても新規事業として特定健康診査等事業費に3,202万1,000円並びに特定保健指導事業費1,289万円を計上しております。

また、保健福祉センターを建設するための準備として、平成20年度においてプロポーザル方式による実施設計を行う費用51万5,000円を計上しております。

第4点目のこころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」においては、小学校費及び中学校費の施設管理経費の中に特別支援教育支援員賃金として、小学校費分608万9,000円、中学校費分304万5,000円、合計で913万4,000円を計上しております。

また、本年度は、仙台フィルハーモニー管弦楽団を招いて多くの町民に本物の芸術文化に触れる機会を提供し、心の豊かさや地域を明るく活力あるものとし、将来のまちづくりへ向けた基盤をつくるための地方音楽祭を開催いたします。

さらに、家庭教育経費の中に家庭教育支援基盤形成事業として155万7,000円を計上し、小中学校や公民館等の公的施設だけでなく、その他地域や企業にも出向き、子育てに関する学習機会を提供する事業を計画しております。

第5点目の活力あふれる「産業拠点のまちづくり」においては、農林水産業費の中に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費として1,717万円を計上しております。本事業は、農業生産基盤と農村生活環境基盤について地域の自然を保持しながら総合的な整備を実施するもので、平成20年度から23年度において農業用排水路の整備を行う事業であります。

最後に、第6点目の「計画推進のために」においては、第4次総合発展計画の実施計画に取り入れた事業のうち、一部を除きほとんどの事業を実施済みであります。平成19年度において事業の成果の把握や効率的・効果的な実施につなげるため導入した行政評価システムの定着を図りつつ、施策評価の拡充を視野に入れ、事務の効率化や職員の意識改革の手段として活用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、私から、第2点目の選挙公約の実現についてお答えをいたします。

まず、第1点目の保育所待機児童の解消につきましては、待機児童解消の一助となっております認可外保育施設運営事業補助金として50万円を増額し、500万円を計上したところでございます。

また、町では、吉田西児童館においての一時保育、私立では逢隈保育園において一時保育・特定保育を実施するための委託料を計上し、待機せざるを得ない児童に対して一定条件の範囲内で利用活用していただき、待機児童解消に向けた予算措置をしたところでございます。

次、2点目の保健福祉センターの整備でございますが、平成20年度予算では、建設に向けた設計委託業者を決定するためのプロポーザルの謝礼としての報償費、それから、施設建設検討委員会におきまして平成20年度からソフト面と運営等を含めた内容で委員会を開催するための委員報酬等を予算措置しております。

続いて、3点目でございますが、地域医療体制と救急医療体制の充実につきましては、亘理郡医師会への一次救急医療として、日曜・祝日の午前・午後の切れ目のない医療体制を確保するために、在宅当番医制事業及び岩沼歯科医師会との休日歯科診療事業に必要な経費の予算措置をしております。

それから、二次救急医療体制の整備を図るために、名取市・岩沼市・山元町との広域での病院群輪番制事業をするための予算措置もしておるところでございます。

それから、4点目、学校給食の充実と食育の推進でございますが、学校給食につきましては、子供たちの心身の健全な育成を図ることを目的として、児童生徒が「おいしく」「楽しく」「安全に」食べられるよう、なるべく地場産品を使い、リクエスト献立、ふるさと食材献立など献立・料理を工夫するとともに、安全でおいしい給食の提供のための予算措置をしております。

さらには、本町におきまして、学校での授業のほかに給食センターの管理栄養士3人が各学校に出向いて、食育に関する指導を年間約40時間ほど実施しているところでございます。

今後とも「早寝・早起き・朝ごはん」を中心といたしまして、学級担任、養護教諭、管理栄養士の連携を深めながら、学校での食育指導並びに家庭における食事の

あり方について指導の充実をさせたいと考えております。

次に、最後になります5点目、企業誘致の推進でございますが、企業立地及び事業高度化重点に促進すべき区域における固定資産の課税免除に関する条例の議決をいただきましたが、第4次互理町総合発展計画に基づく事業を展開していくために、まず、条件整備等を進め、その後、予算面に反映してまいりたいと、そういうふうと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） まず、第1点目の新規事業についてですけれども、先ほど説明ありましたけれども、快適な環境のまちづくり、さきに述べられませんでしたけれども、互理町自主防災会連合会の設立、互理町勤労青少年ホームの耐震診断、本格的に実施される互理町公共交通会議の設置、第4点目の教育・文化と交流のまちづくり、吉田体育館の屋根の改修、第5点目の産業拠点のまちづくり、本格的に運用されるわたり温泉鳥の海ですね。

どこを新規事業にするかによってもいろいろありますけれども、総じて見るとソフト面の新規事業が多いんですね。町長にお伺いしますけれども、私は本年度の予算の大きなキーワードは「町民主役の協働のまちづくり」、これがキーワードだと思います。町長は本年度、どういうところに重点を置いて町政を運営される予定ですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 平成20年度の当初予算そのものについては、施政方針の中でもうたっておるとおり、一般会計と特別会計合わせた総額では174億円という予算規模でございます。昨年ですと204億円ということで、これらについての予算そのものについては、歳入そのもの、交付税そのものあるいは県からの補助金等が確定できないということで、建設事業そのものについては今回予算措置をしていない。そして、平成20年度予算につきましては、ソフト面を重点に予算編成をさせていただいたところでございます。

特に、健全財政を基本ということで、先日の一般質問でありましたとおり、4指標に基づく内容を基本にいたしたところでございます。その4指標については、ご案内のとおり、実質赤字比率とか、そして連結実質赤字比率、さらには実質公債費

比率、そして将来の負担率、それらを十分考えながら予算措置をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2点目についてお伺いいたします。

選挙公約をどう実現したのか、どう反映したのかという点でありますけれども、2点目の保健福祉センターの建設及び地域医療体制と救急医療体制の整備及び企業誘致の推進、これについては、この間の一般質問で述べられていますので、これについてはわかりました。

保育所の待機児童の解消ですけれども、特別委員会がありますのでそこで詳しく聞けばいいんですけれども、待機児童を今年度はどのくらい減らすのか、そういう目標を持っているのかどうか、まずその1点目。

第2点目、学校給食の充実と食育の推進ですけれども、学校給食、今、食育が大事だと言われていて学校給食の重要性も強調されておりますけれども、施政方針のここの主要な事業にはのっていないんですね。2008年度、のってはおりません。これは、第4次総合発展計画がつくられた2006年度及び2007年度ものっていないんですね。これはどうしてのっていないのか。

もう一点、町長は選挙公約で学校給食センターの「充実」と言っているのであって、「建設」とは言っていないということだけ述べておきます。ここまでお願いいたします。なぜのっていないのか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤仁志君） 第1点目の保育所の待機児童の解消の目標についてでございますが、現在、平成20年度の保育所の内定されている方の入所数が、4月の入所式に向けて決定しております。昨年度よりも15人の待機が減少しているということで、昨年は現段階で56人の方の待機がありましたけれども、本年度は41名ということで、その後も5月以降に待機の方々の入所を順次枠の中で対応するというのと、認可外の保育所の件もございますので、目標としては前年度よりも2割以上の目標を掲げて待機児童の解消に努めていきたいというふうに目標を持っております。

以上です。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（齋藤良一君） 施政方針の中に給食センターの記述がないというお話でございます



すけれども、給食センターの運営につきましては、これまでどおり安全でおいしい給食を提供するというところで進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと……（「なぜのっていないのか理由だね、おれが聞いているのは。なぜのせないのかの理由」の声あり）これまでどおり、安全で安心できるおいしい給食の提供ということで進めておりましたものですから、このように記載したものでございます。

以上でございます。（「了解です。終わります」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、9番 鈴木高行議員、登壇。

9番（鈴木高行君） 鈴木高行です。

私は、総括で2問、そして点数にすれば6点ぐらいの質問をさせていただきます。

まず、施政方針の中で町長は、これから2年、町のかじ取り役として町民が主役のまちづくりをする、そして、町民が満足する「幸せ」の形をともに追求すると述べておられます。

この満足する「幸せ」の形という言葉は私にとってすごく響きがよく、町民に夢を与えてくれそうに心地よく感じ、どんな施策でどのような事業を進めてくれるのだろうかと期待しております。町民の方々も、広報等で知ったときに同様な期待を持つのではないかと推察しております。そこで、町民を満足させる幸せの形となる主な施策、事業について、どんなものが今回、ことしやられるのかお伺いいたします。

次に、その中で、2点目ですけれども、公害について質問します。

毎年、公害防止対策の観点から、環境アセスメントを町内の河川、鳥の海湾、その他の地点で実施しておられます。その測定値を実績報告書で示しておられます。この示された数値で、基準値をオーバーしているところに対する対応、今までどのようにとってこられたのか、そして、今後どのように対策をとられるのか、これについて2点目で伺います。

次、3点目として、住宅団地内の未整備道路・側溝等の対応。

これは、昭和50年代だと思えますけれども、民間資本により開発された住宅団地内の道路や側溝・公園等は、それぞれ持ち分所有というような形になっていると思えます。それで、町に帰属された分については町の方で対応しておられるところも

多分多くあります。しかし、その持ち分所有のため、その中に相続・被相続者の確認ができないとか、あとは、会社の倒産のため、そのような事由により町にその施設が帰属されないところについては、未舗装、側溝の壊れ、公園の管理等が個人有のため行われないと、そういう不便を感じているところの団地が亙理町には古い開発の中でございます。税制面では、準公共用地ということで、そういうところには税金、固定資産税が免除されておられるようですけれども、いずれ亙理町の町民の方々が移転されてきて、古い年代ではあっても不便を感じていると、そのようなことから、亙理町の私道整備事業、こういう事業が平成12年あたりからあると思えますけれども、これらの事業等により行政指導を行って、そういう方々にもよりよい環境のもとで住んでいただけるような対応ができるかできないかというようなことを伺います。

次に、市街地の活性化。

町内の町並みを見るとときに、旧亙理地区の商店街が密集しているところだけじゃなくて、逢隈、荒浜等においても、家並みが集中しているところから商店が商店としての機能を果たさず、シャッターを閉めておるようなところがずっと続いているように見受けられます。このような状況をいかに受けとめ、どのように人通りを戻して活気ある市街地を形成するために、どのような活性化対策を行うのかということです。

第2問目として、地域コミュニティの活性化について伺います。

施政方針でも述べておられるように、地域における人と人とのコミュニケーションがなくなり、人間関係が希薄になっていると。このようなことから、地域協働のまちづくりを推進する施策として、まちづくり協議会の設立、自主防災組織の連合会の設立等を計画されておられることは大変時宜を得たものであり、これらの施策が機能、そして住民に浸透し、人が動けば住民相互の関係が昔のような隣近所つき合いのような関係になる、大変よいことだと私は考えております。大いに推進していただきたいと思えます。

そこで、これらの事業、地域づくり総合交付金制度というようなことを立ち上げて進めていくということでございますけれども、この交付金制度を検討する上で、この進め方、だれがどのようにするか、その構想等についてどのようになっているか伺います。

以上についてお答え願います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、第1点目の1点目でございますけれども、平成20年度において住民に満足を与える主な重点施策というようなことでございます。お答えします。

平成20年度において住民に満足を与える主な重点施策につきましては、本議会初日に平成20年度の施政方針の中で町長が説明した内容にありましたように、第4次亘理町総合発展計画の第1点目の町民と築く「地域協働のまちづくり」から第6点目の「計画推進のために」までの6本の柱を基本として編成した新年度予算すべてが、住民満足度を高めるための施策となります。

もちろん、将来にわたり持続可能な町政運営を行うために歳出の削減努力を行い、受益と負担の基本原則に立って歳入の確保に努めながら、住民生活に直結した関連する経費につきましても可能な限り計上し、町民が満足する「幸せ」の形を、特に本年度からは「協働のまちづくり」を軸に展開していきたいというふうに思っております。

その主なものについてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、重点施策については町長の施政方針に述べたとおりでございますので、新規の事業を中心に抜粋しておりますので、その点をご了承願いたいというふうに思います。

まず、町民と築く「地域協働のまちづくり」においては、当然、情報の発信ということで必要でございますので、広報わたり、町民ひろばの発行関係、それから、基本となります協働のまちづくり推進の支援事業ということを考えております。

それから、安全で利便性の高い快適環境のまちづくりにおいては、これもたくさんございますけれども、中でも町民乗合自動車運行事業、それから合併処理浄化槽等の設置関係、それから、当然ではございますけれども道路の新設・改良、舗装関係の事業でございます。

ことしは2年度になりますけれども、常磐線亘理逢隈間鍋倉川、これらの水路改修についても重点の事業となろうかと思っております。

それから、袖ヶ沢住宅、先ほど申し上げました公共下水道の切りかえ関係、それから宮城県消防操法大会の関係経費、それから、毎年実施しております消防の水位の確保のための施設整備、それから、新規事業でございます自主防災組織連合会の

立ち上げ、それから公共下水道の全体的な整備の推進、これらが「快適環境のまちづくり」として上げた次第でございます。

続きまして、安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」においては、全般的に福祉の関係が計上されておりますけれども、中でも介護予防拠点施設管理関係、ことしの2月からですけれども、亘理温泉健康センター、新たに出発しておりますのでそれらの関係。

それから、認可外保育施設の運営関係でございますが、これらの充実を図りたいということでございます。

それから、乳幼児医療費支給関係、それから、先ほども申しました予防接種関係の充実、妊婦一般健康診査関係の委託の充実でございます。

続きまして、こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」におきましては、全般的に学校、それから、社会・生涯教育関係を充実させてまいりましたけれども、中でも新規に小中学校の特別支援教育支援員設置関係、それから地方音楽祭の開催経費でございます。

続きまして、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」につきましては、逢隈西部地区経営体育成基盤整備事業、それから県営かんがい排水、柴鳥地区でございますけれども、これらの事業。

それから、亘理北部地区の農村総合整備関係の排水路・農道整備関係でございます。

仙台・宮城デスティネーションキャンペーン、ございますので、これらの関係経費を計上しております。

「計画推進のために」におきましては、先ほどお答えしておりますけれども、行政評価の2年目に当たります。それらの定着化を図っていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 第2点目の件でございますが、公共水域水質調査実施結果に基づく基準値をオーバーしたところへの対応についてお答えいたします。

公害防止対策として、議員もご存じのとおり、公共水域、主に農業用排水路でございますが、32地点において生活環境の保全に関する16項目及び残留農薬について

水質調査を実施しております。

平成19年度調査結果がことし1月末に報告され、その調査結果内容では、調査項目16項目中、15項目については基準をクリアしておりますが、大腸菌群だけが基準値をオーバーしております。

ご質問の基準値をオーバーした場合の対応についてですが、基準値をオーバーした調査項目に基づいて上流部を調査し、汚染水を排水した事業所等を特定し、汚染水の排水の有無の確認を行い、水質汚濁防止法または宮城県公害防止条例等により、排水方法または排水施設の改善などの指導または勧告、改善命令等を行うことになっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（阿部信一君） それでは、1問目の3点目ですが、宅地開発等における道路、側溝等の問題についてご回答いたします。

この宅地開発等につくられました私道の道路の中には、やはり未舗装、あるいは、側溝等も当時は設置したんですが、長年経過することによって老朽化あるいは弊害が出てきて、修理修繕が必要な箇所が多々見られているような状況の箇所も多数確認してございます。そういう中で、今議員がご質問されましたように、開発者でそのまま持ち分というか、持っている方、あるいは、販売したことによって持ち分登記というふうなことで持っている箇所もございます。

そういう中で、町としましては、例えば開発で申しますと、3,000平米以上については県、1,000平米を超え3,000平米未満については町の協定ということで、いろいろとそういう開発関係の指導をしているわけなんですけど、当然、例えば吉田地区で申し上げますと、平成8年度以前については都市計画区域外ということで指導はできたんですが、なかなか法的な根拠に基づいた指導ができないということで、今言うようにそのままになっているという箇所が多々あります。

それから、町の帰属についても、これが町の方から提供していただきというようなこともできませんし、あくまでも開発者あるいは所有者の考え方といいますか、そういう箇所ということで、今言うようなこういう箇所が発生しているのかなということでございます。

そういうことから、町としましては、平成12年ですか、こういう箇所を少しでも

援助したい、支援したいということから、私道等の整備補助金の要綱を平成12年度に立ち上げました。それにつきましては、いろいろと申請の要件にも基準がございます。幅員が4メートル以上が必要とか、延長も30メートル以上が必要だとか、いろいろと制限がございます。こういう一つの要綱の基準を満たしている箇所であれば町の方に、こういう手続を踏まえれば事業費といいますか、例えば道路であれば舗装、あるいは排水施設、側溝等ですね。これの整備については、事業費の2分の1以内、限度額は300万円というようなことで支援をしようというような要綱を立ち上げてございます。

平成12年以降、今件数的には、ちょっと確認したら14件ございました。町としては、この14件でトータル的に助成額として約1,500万円ぐらい助成してございます。延長的には、道路で申しますと1,200メートルぐらいになっているようでございます。

そういうことで、これを利活用して快適な生活環境を整備している地域も多々ございます。ですから、町といたしましては、まず、これらの制度そのもののPRといいますか、周知方、今までもいろんな会合、あるいは区長さん方に対してこういう制度がありますのでということでPR等はしてきたわけなんですけど、まだまだその辺の行き届いていない点が多々あるのかなということがございます。

いずれにしても、町としてはそういう、今鈴木議員が心配していることを少しでも援助しようということで、こういう制度を設けてございます。ですから、それらについて、議員の皆さんにおいても、町民の方々からそういうことでご相談がありましたら、ひとつ都市建設課サイドにお問い合わせしていただければ、その中でこの箇所についてはこの要綱の中で十分支援できますよとか、そういう話し合いができるのかなというふうに思っておりますので、お声がけをひとつお願いを申し上げたいと思います。

それから、最後に、例えば所有者の方が亡くなったとか、あるいは相続の関係、その関係については、ある程度基準があるんですが、当然関係者の同意書を添付するようになるんですが、申請書の中で。その中で、事情、例えば相続の関係であればある程度推定相続人みたいな人がしっかりしていればいいし、あるいは、企業から言うと、結構ああいうミニ開発というのは途中で倒産というのが結構あるようなんですね。実際に会社が存続しないというケースもあるようです。これらについて

は、それらがきちっと認められたサイドで、その辺は少し大目に見るといって語弊があるんですが、緩和ということで、町としては少しでも地域の方を支援したいという方向で考えておりますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

以上で回答といたします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） では、4点目のご質問についてお答えをしたいと思います。

本町におきましては、他の市町村と同様に幹線道路沿いに商業施設が集積しておりますわけでありまして、国道6号沿い、あるいはさざんか通りに面したところには複数のスーパーマーケット、ほかには、郊外等にはみやぎ生協等がありますけれども、町民の食料の供給源となっております。

さざんか通りは家電販売店あるいは薬局など、ここ2、3年で中小の店舗がふえてきております。また、中心街東部のしらかし通り等では3年ほど前から銀行が移転をし、あるいは、その周辺に飲食店あるいは病院などが見られるようになってきております。

また、その一方で、ご質問にありますように、今申し上げた新しい商業施設等に囲まれた商店街やその他の商店街については、各店主の方々が集客の努力を続けていただいているわけでありまして、町としましては、一つ目には、毎年秋に行われる、トコトン商人まつりをやっているわけでありまして、これについては平成19年度は10月28日に開催させていただいているわけでありまして、この商人まつりの支援。この商人まつりについては、今年度で4回目を迎えたわけでありまして、町内の商工業の活性化あるいは商店の意欲の向上、さらには消費者の方々の町産業に対する理解を深めていただいておりますけれども、毎年天候等に恵まれて、昨年は1万人以上の方々がおいでいただきまして集客能力が上がったということでありまして、アンケート調査等によれば、複数の開催を要望されておる、期待する声もあります。

また、二つ目でありまして、空き店舗の利活用事業に対する補助ということも実施しております。これにつきましては、店舗の改修費あるいは店舗の賃貸料の助成等を行って、新規開業者等の育成を行っているところでございます。この19年度につきましては、亘理駅前の方角にカレーを主にした食堂がオープンしてございます。

三つ目でございますけれども、町内の商店街等で利用できるさざんか商品券は、利用開始から7年目に入っているわけでありまして、町の行事等で使用する祈念品や、あるいは敬老祝い等に使用するなど実施をしております。

以上のようなイベント活動などのソフト面、あるいは街路灯の設置などのハード面等について積極的に支援しているところでございますけれども、今後とも互理山元商工会との連携を図りながらこの商店街の地域の活性化のために取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、大きい2点目の地域コミュニティの活性化についてお答えします。

地域づくりの総合補助金あるいは交付金制度というふうなご質問でございます。

一般的に、地域づくり総合交付金制度を導入している自治体では、内容等に若干違いはあるんですが、主体的にそれぞれの地域が地域の資源・人材を生かし、豊かで活力のある地域社会の実現と町民と行政との協働のまちづくりを推進するために、地域ごとに設置している自治組織やまちづくり協議会に対し、みずから策定した計画の推進や地域課題を解決する一つの方策として、従来、地域や各種団体、あるいは個別目的ごとに交付しておりました各種補助金等を、地域の視点で統合、そして交付し、地域住民の合意のもと、使途や配分等の決定を行い、柔軟かつ有効に利用できる制度として、町民による住民自治の計画的な推進、地域づくりを支援するための制度となっているようでございます。

現在、本町におきましては、先進地における取り組みを情報収集し、庁舎内において内容等の調査検討を行っておるところでございます。

今後、このことにつきましては、行政区長や各種団体との情報交換を行いながら、制度の趣旨を理解・共有した中で制度導入を検討してまいりたいと思っておりますけれども、同時に、これらの地域づくりについても情報をお互いに共有しながら、協働を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 1点目、1問目ですけれども、夢を私は見るんですけれども、満



足を与える、幸せ、住民がいかを感じるかということなんですね。言葉使いは大変私も心地よくて、響きよくて、何か町民からすれば夢を見られるような感じがするんです。

それで、今、企画財政課長の話、何か1点から6本の柱を並べて、ずらっと並べた感じで、その中でもこの部分は町民が満足するものだよと、幸せの形になるものだよと、そういうものを一つ、二つ、三つ、そういうのを私は上げてほしかったんですよ。1点から6点までずらっと並べて、これは同じものですよ、施政方針の。これは本当に住民に満足を与えられる、幸せの形になるよと、その中で精査すべきだと私は思うんですけども、予算措置する中において、各課から上がってきていると思いますけれども、その中でどれがそういうものを検討して、情報収集をして、例えばですけども、この予算措置の中で納税組合の補助金1,800万円ありますね。これなんて本当に住民を満足させるような補助金とは私は思わないんですよ。

1,800万円あったら、もっともっと別なものに使えるんじゃないかと。

さっき、支援員の話しましたよね。支援員は補助教員をずり変えたただけの話であって、夢を与えるような、満足させるような対応ではありません。同じ12人そのままですから。もうちょっと内容的に事業を絞ってやるというのが必要なのかなと私は思います。

そこで私は、この面について、あるときの会議で、中小企業の十四、五人の企業のトップの社長さん、Kという方なんですけれども、話になったんです。社長はこんなことを言ったの、私にね。亶理町は株式会社ですと、従業員300人の株式会社なんですよと。税金は我々が亶理町に出資しているものです。株なんです。総体事業は200億円近くありますけれども、税金からすれば約40億円、あと国保の税金もそう、合わせると100億円ぐらいになるんですか、町民の納めていただく金は。それらについて、やっぱり株式会社、企業的な感覚で還元してもらわないとねと。それが住民に満足を与える、企業感覚で与えるということなんだと。やっぱりその辺を整理してもらって、我々はだれのために仕事しているのかと、そこをきちっと整理して予算を措置してもらう、事業を組んでもらう。そういうことを私はその人から言われたんです。

そのとき私は反論しました。いや、行政はね、そういうふうに一人一人還元するものではないよと。投資的なものがあって初めてそれが全体に渡って効果があらわ

れる、それはそれでわかるけれども、我々だって納めている立場、投資している立場からすれば、こういうふうにも考えてもいいんじゃないですかと。私はどきっとしたんですよ、そのときね。そういう発想もあるということで、やっぱり対応する側からすればそういうのも必要なのかなと私は思いました。その辺のことをまず1問目で、この感覚についてどういうことを感じたかというのをまず教えてください、一つね。

あと、2問目、公害についてですけども、原因となるところの企業とかそういうところに行って、いろいろ調査して勧告したりいろいろなことをやるのは、それは法的には当たり前なのかなと思います。だけれども、それがいつまでも続くようでは、これは環境調査して対応を練っていく上で効果があらわれない、調査した意味がなくなってくると。その辺がやっぱり原因、一番流しているところ、あとは影響を受けているところ、どうしたらいいかとか、そういう対策まで講じていかないと、これはなくならないです。そこら辺まできちんとやってほしいということです。

あと、3問目の宅地なんですけれども、行政の指導による、関与していただくと、本当に困っている方々が大変ありがたいと、それはありがたいと思います。もう少し一歩進んでいただいて、多分、そこにある持ち分の土地、道路用地は、相続関係でその相続者が、被相続人がどこに行っているかわからないと、もう追跡できないんだと。あと、企業にしても、もう倒産してしまってこれの責任はもう追及できないと。そうなった場合、その土地は宙に浮いていていつまでも未整備のままになってしまうと。そういう面についても、やっぱり団地に転入してきた、互理に転入してきた方に対して、そういう恩恵を与えるのもこれは満足させるための一つの方法、手段と考えられます。その辺もやっぱりひとしくそういうものが恩恵を受けられるようなことで前向きに検討していただきたいと思います。

次に、四つ目の地域の活性化というようなことで、先ほど三戸部課長さんは、空き店舗の事業のことで対応も考えられるという話を受けたんですけども、その空き店舗事業の対象は、互理の旧五日町、あと中町、駅前ですか、これらに限定された事業だと認識しておるんですけども、その事業をもうちょっと拡大解釈していただいて、商店に対する空き店舗じゃなくて、今は事業は福祉的な事業にも、そこでお茶飲みサロンをやるとか、あとはお年寄りを集めるだけじゃなくて寄る場所をつくる。そうすると、各、逢隈でも荒浜でもあいているのはあるんですね。そうす

ると、福祉、そういうの、あとはごみ収集、リサイクルのショップのようなところがそこに集まってくれば、リサイクルの分を持ってくるところもできるし、そうやっていろいろその核となるようなことに使えるところまで空き店舗事業を拡大していただくと、利用される方も出てくるのではないかなと思います。この辺をひとつ検討課題にして今後進めていっていただきたいと。やれるかやれないかは別にして。

あと、大きい第2問。

この総合交付金事業ですか、ことしから一応構想の中に入れてきて、地域のコミュニケーションを盛んにしてやるような考えですけれども、先ほども納税組合の話しました。あと、そのほかに農地・水・環境整備の事業もあります。あと、敬老会も各地区でやっておられるようすけれども、これらも全部含めて地域でやるべきことは何なのかと。もうちょっと小単位でやったら地域の交わり、人間関係がよくなるんじゃないのかなというような一つの気もしますね。やっぱり検討する中において、検討委員会、また、それは組織、検討委員の中にも、そういう役を持った方々たちだけの組織じゃなくて一般主婦とか年寄りを扱っている家庭の方とか、PTAとか、そういうものも全部対象にした中からその組織をつくっていただいて、何を町民が今必要としているのかとか、その辺を含めた今後の交付金事業制度を立ち上げて、本当に必要なものはどうやったら作り上げられるか、総体的な金だって相当の金になると思います。農地・水・環境整備だって、総事業費 5,000万円だと思います、町は 1,200万幾らでも。あと、これだって 1,800万円、あと敬老会に幾ら、2,000万円ぐらいかかっているんですか、人件費まで入れれば。そのぐらいも総体的に考えていただいて進めてもらおうと、もっともっと地域の中でつながりがよくなるような活性化事業になるんじゃないかと、その辺までひとつ伺います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、1点目の1点目でございますが、鈴木議員の質問の角度がちょっとわからなかったものですから、今回こういうような形でお答えしたところでございます。非常に関連がありますので、第1点目の、私なりの重点施策といいますと、それはもう今議会で議決いただきました地域協働のまちづくりということで、まちづくり基本条例も可決いただきました。この条例につきましては、当然中身的に当たり前の話ですけれども、そのとおり、その言葉どおりにやろ

うとするとなかなか、今の例えば町なりの行政側あるいは町民の意識、きちんとしておかないとあの条例はきちんと進んでいかない。そういうことで、あの条例に基づきいろいろな事業を再度展開すべく、やはり我々行政側もきちんと考えなければならぬというふうな状況にありますので、少なくとも地域協働のまちづくりは基本になってくるのかなと、そういうふうに感じております。

2番目の、すみません、飛びますけれども、一番下の2番目の地域コミュニティの関係、議員おっしゃるとおりだと思います。全体的な見方でこの交付金事業制度を導入しないと、補助金・交付金ありきというふうな内容になってしまいがちです。やはり地域の中でまず話し合い、当然する必要があるんですけども、課題をきちんと見つけ出していただくと。課題を見つけたその課題を解決するために、地域の人は何をするんだ、どういうことをしたらいいんだと。ですから、地域の課題というのは単なる側溝や道路、そういうものを解決するのが地域の課題ではございません。やはりさっき言ったように、老人を抱えている人の問題、子供を抱えている人の問題、商店街の問題も一つです。なぜ地域の商店が店を閉めていく、中心街だけでなくですね。そういう問題もやはり地域の中で問題としてとらえてもいいのかなと。そういうあらゆることを問題として取り上げていただいて、その解決を図っていただく。これを解決する方法として、仮に交付金・補助金が必要であれば、そこで初めて交付金なり補助金の、何ていいますか、目的がそこに出てくるのかなというふうに感じております。

進めるに当たっては、非常にそういう意味ではちゃんと住民の方の意識も当然高くならざるを……、ならざるって失礼ですけども、高くしていかないとだめです。ですから、非常に急いでやるわけにはいきませんので、じっくりかかっていきたいというふうに思っております。

これで1番目と2番目の答えとさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡元継男君） 公害防止対策につきましては、議員おっしゃるように、今後とも調査を進めながら、公害のないよう努力していきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（阿部信一君） 先ほどもちょっと触れたんですが、実はこれ具体的にやっばり相談されますと、うちら方も取り組みやすいんですよ。調べる上でも。ですか

ら、いろいろ相談、実はあるんです。その中で、例えば所有者はこういう方になっていきますよと、企業はこういう企業が入っていますよということでお示ししている箇所も結構あるんです。それで、ああこれでは厳しいのかなという判断なんですけど、その後何もないというのもやっぱり結構あるようです。ですから、その辺を踏まえて、もう少し突っ込んだ、町も先ほどお話ししたとおり、少し緩和的な考えもありますから、ぜひ相談していただければ、町でやれる範囲内で協力していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） 第4点目の空き店舗の活用の推進事業の拡大というような話でありますけれども、この空き店舗の推進事業については、平成12年度から実施されておりますけれども、その当時は亘理地区をモデルとして、亘理地区の商店街の空き店舗を活用してやるというようなことでやってきたわけであります。それで、平成19年度末の間には4店舗の進出を見たわけでありますけれども、町内には、平成19年度の商工会の調べによりますと、亘理町には269の営業店舗があるわけですが、その中で空き店舗と言われている数字が51ほどあるようでございます。その中で、この空き店舗が町内全体的にまたがっているというようなこともございますので、そういう観点からいきますと、町内、亘理地区のみならず、そういう全体で検討することもこの状況から見ますと必要なのかなというふうに考えておりますので、今後検討課題としていきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 丁寧にお答えいただいてありがたいと思います。

ただ、財政課長に聞きたいんですけれども、地域活性のための総合交付金ですか、これをやっぱり進めていく上では、先ほど情報の収集、構想を練るときの委員の構成、そして住民の声と、こういうのを常にアンテナを高くしていただいて、本当に何が必要なのかと、こういうのを求めて、目的をつくってやっていただきたいと。

財政的なこともあると思います。今行政改革とか財政改革なんでもやっておられるようなので、それらも含めて、ここにつき込んだらこの費用対効果はよくなるよと、そういうものを、落ちどころを見つけて、そこで強力に進めていただい

たいと思います。これはこれで終わります。

あと、空き店舗については、今後三戸部課長のところでいろいろ広範に検討して  
いただいて、今後ともいい方に推し進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議 長（岩佐信一君） これをもって、鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。休憩。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を行います。

18番 島田金一議員、登壇。

18番（島田金一君） 18番 島田です。

総括質疑いたします。

「計画推進のために」システムの導入と各分野での職員研修について。

町長は今回の施政方針について、最後の方ですが、計画の推進のためというふうな項目がございました。その中に、電算機、そういうふうな形でのソフト導入ということをやっております。そこで、構造改革の進展により、地方自治体は自己決定・自己責任に基づく分権型社会の構築という新たな時代を迎えました。システム導入による事務の効率化と職員の意識改革は十分に行われているのでしょうか。また、各分野において職員の研修制度はどのように行われているのかお聞きいたします。

議 長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、まず、システム導入による事務の効率化についてでございますが、システム導入の目的といえば、当然事務の効率化に加えまして正確性、迅速性、さらには簡素化を図りながら住民サービスの向上を図ることにあるわけでございます、それを実現するための有効な手段でございます。

導入に際しましては、OA・情報化プロジェクトを初め行政改革推進本部において多角的な面から十分な検討を行った上で導入をしております。現在設置しているシステムにつきましては、最大限に機能を活用しておりますので、効率的な運営が

されていると思います。

そして、次の職員の意識改革でございますが、人材育成における研修の中で、自己啓発、創造性の開発技法、さらには政策形成研究などのカリキュラム、いわゆる教育課程ですね。そういう面を設けるなど、さらに、行政評価の実施によりまして、それぞれ担当する業務の評価を行ったことによりまして、職員一人一人の行政運営に対する意識はより高まってきていることも事実でございます。

それから、予算編成時におきましても、最小の経費で最大の効果を上げるためのコスト意識、それから、効率的な行政運営について最善の努力を行うよう、再三にわたりまして説明もしているところでございます。

また、人事配置につきましては、計画的に職務経歴あるいは在籍年数などを十分勘案しながら行っているところでございます。そういう中で、人事評価については導入の必要性など基本的なことの研修を実施しておりまして、今後、評価基準や評価項目などの具体的な内容を詰めて導入したいと考えております。

それから、各分野の職員研修でございますが、研修体系として、一つは採用後の年数、また役職による階層別研修、それから各分野における専門研修などを行っております。

平成19年度におきましては、階層別研修といたしまして新規採用職員研修、一般職員研修、監督者研修、管理者研修、39名受講しております。

それから、専門研修でございますが、これは当然、関係課と協議の上受講させるわけでございますが、平成19年度におきましては防災研修、地域協働によるまちづくり研修、それから情報と住民基本台帳等を合わせた複合的な事務の研修、それに契約事務研修、法制執務等の基礎研修・応用研修、そしてOA研修など、約40名の職員が受講しております。

これは、いずれも宮城県市町村職員研修所の研修カリキュラムによりまして受講した内容でございます。

それから、広域的な研修ということで、亶理名取広域研修や、亶理町と山元町の地方町会の研修がございます。これについては、情報公開、そして協働のまちづくりについて研修を行っておりまして、56名受講しております。これらの研修を受講することによって、職員の資質あるいは能力の向上、人材育成を図っているということでご理解をいただきたいと思っております。

さらには、高齢者福祉におきます専門的な主任ケアマネジャー、そういう面の研修なども関係職員に受講させておるわけでございます。

平成20年度におきましても、当然平成19年度にましての階層別あるいは専門、OA研修等の諸経費を計上したわけでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、研修について、またパソコンの状況についてご説明ございました。大変数の多い研修で、普通の一般研修が39名、そしてまた専門研修が40名、あと地方議会という形で56名と、100名以上の研修をなさっておって、やっぱり職員のレベルが徐々に上がっているとは感じられますが、今回、機構改革におきまして私の感じるところでは、組織が変わったと。今まで課長というと1課の専門でやっていたんですが、今度は課長が大体3課くらいの、集約した課も発生しております。私から見ると、課長は今度、部長になったんじゃないかと。そうすることによって、今班長である方が課長と同格の仕事をやっているというふうなことが感じられます。それはとり方はいろいろあるでしょうが、そうすると、職務権限の委譲、職務規程とか何かにはきちっと書いてありますが、それがスムーズになされているか、また、その意識が、そのくらいの責務が、班長、課長以下副班長、そういう人たちにちゃんと自分たちのする仕事が把握できるような認識がなされているか、そこをひとつお聞きしたいと思います。

あと、続きまして、電算機の方の導入、今町長が同僚議員にお答えしたように、平成20年度、ソフトの充実ということをお答えになっております。一般会計において、私のざっとした計算ですから少し数字が間違っている可能性もありますが、大体、一般会計においてのシステム、ソフトですね。あと、コンピューターのリース料、そういうハードを含めて、大体8,000万円近くの数字になっております。中には隠れているものも多分あると思いますが、大体1億円は私は超えていると思っております。

それで、今、システムとか導入とか、あとシステムの整理の時代にもうそろそろなっているというふうに感じられますが、その中で、今電算機の利用に関する条例、また審議会、また委託管理運営規定というふうな形で、電算機のいろいろな委託契約、それからそういうシステム導入も図られていると思いますが、どちらかと



いうと、もう少し亘理町は電算機の利用を推進した方がいいのかなと私は思っておりますが、今回のソフトの導入において、今までどおりの入札方式は当然でしょうが、いろいろ今回の議会にも取り上げられております提案型のプロポーザル方式とか、そういうふうなことはなかったのか、その2点について説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） まず、第1点目でございますが、島田議員もご理解のとおり、今回の組織再編について実施した時期は平成18年の10月1日でございます。それから今日までで約1年と5カ月、1年半まではいっていないわけでございますが、当然新たな組織再編ということ、まだ職員の中で不なれという職員もおります。しかしながら、徐々にではございますが、従来の係長制度から班長制度、そういう面の体制の内容についても、それぞれの課において課長を中心に徹底して組織の内容について説明、さらには改革制度について説明し、浸透しつつあるわけでございますので、今回の改革につきましてはもう少し時間をいただきたいなど。そうすることによって所期の目的を十分達成するような体制にできるのではないかと、そのように現在、日々努力をしておるところでございます。従来の縦割りから横への連絡体制の強化、そういう面も含めて全体的に職員一丸となって今回の組織の見直しについては効果が上がるように努力していきたいというふうに考えておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） 電算関係の提案型というふうなご質問でございますけれども、亘理町には住民基本台帳を軸とした電算のシステム、これは住民台帳を基本としますので、それに関するいろいろな介護保険等、税関係はそれを中心に構築しているというふうな状況でございます。

それから、庁舎内のLAN、これにつきましては、財務会計、それから電子システム、これらで組んでいるわけですが、当初導入の際は、先ほどの提案型の導入を行いまして現在に至っていると。特に、私、当時担当していましたが、財務会計については記憶では3社で、値段等そういうものではなくて、どういうものかということで提案した経緯がございます。

それから、独自のものがございます。例えば土木積算システムとか、住宅管理関

係とか、それから今回新しくなる資格管理システムですか、そういうものも含めて、独自のものについても形がたくさんにわたる場合、そういうものはお互いに提案させていいものを選ぶというふうな方法をとっております。

ところが、先ほど言いました一番最初の住基システムについては、本体部分で一つの業者に決まっておりますので、そこからなかなか脱却するというのは非常に難しいわけでございます。その辺については、その業者と一緒に、いろいろな面について、経費の面について話し合いをしながら、できるだけコストの低いような形でやっていくと。しかも、いいものですね。そういうふうな形で、今のところ、電算関係についてはそういうような方向でやっております。

以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今各研修から精いっぱい一生懸命やっているというふうな話をお聞きしましたが、次の世代の職員の育成というのが一番重要だと思います。こういうふうに権限委譲、そういうふうになると、私たち世代の段階において意識を変えろといってもなかなか難しいと。そうすると、今どのくらいの世代が必要かという、大体30代だと思っております。30代の方は、今の組織からいうと副班長クラスだと思います。そういう人たちに、外に出て、年次研修はこういうふうにしちっとやっているというのをお聞きしましたが、外に出ていろいろなものを見るチャンスを与えた方がいいのかなと思っております。

それで、一応、委員会とか審議会等には、課長さんが同伴する機会が、視察研修ですが、多いと思いますが、そのときに、もしこういうふうにならなければ、若手の30代の方を積極的に参加させ現場を見てもらうということが必要になると思いますが、その点でもお答えをお願いします。

あと、もう一つは、システムの方は今言ったようにいろいろ変えられないシステムもあるし、あと、今まではプロポーザルできちっとやってきたという形なんです。が、そろそろ、ほかの自治体でもやっていますが、総合ソフトの導入ということも考えてはいかがでしょうか。

ほかのところは、いろいろな細かいソフト、もう何十種類ということが今互理町に入っております。それをトータル的なシステムで、職員の人たちが情報の共有化ができるようなシステムを早くつくらないと、この新しい組織編成がむだになるん

じゃないかと。早目にそれはやってほしいと思います。

やっぱり各課の連携で、今書類とか何かをもって打ち合わせということになっていますが、もしよければ、画面上とかそういうふうな説明は言葉の説明も必要だと思います。でも、必要なときに、自分の課じゃない、ほかの、またがった問題について、そこから引き出しできるというふうなシステムを早目につくっておいた方がいいんじゃないかと。そして、住民の方にもそれが掲示できるシステムに早くなった方がいいのかと考えております。

その2点、もう一度お願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） まず、現場研修の問題でございますが、これまでも職場外研修といいまして、o f f j tと言いますけれども、近隣市町村のそういうまちづくりの状況、あるいは関連する現場へ行っての研修については、30代、40代、年次的に進めてまいりました。

しかしながら、島田議員仰せのとおり、やはり現場といたしますか、体験研修というのは大変必要不可欠なものでございますから、今後もこれらの研修についても体制強化を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） ご提案の総合システムというふうなことでございますが、とにかく亘理町につきましては、電算をいち早く導入して、住基から、それらの庁舎内LANについても、ある程度の成果があるというふうに今の段階では思っております。

ただ、総合的なものが財政にどういうふうに影響してくるのか、その辺も考えながら、そういうシステム導入されている町村があるかどうかちょっとわかりませんが、参考にしながら、いろいろ検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（岩佐信一君） これをもって島田金一議員の質疑を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前 11時56分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、12番 佐藤 實議員から早退の届出があります。

総括質疑を行います。

13番 山本久人議員、登壇。

13番（山本久人君） 13番 山本久人です。

事務経費削減のためにということで総括質疑させていただきます。

まず、来年度4月1日から紙の分別ということで細かく分けられるということが町民生活課の課長の方からご説明ありまして、それであるならば、やっぱり役場の方も率先して紙の使用量とか印刷コスト、郵便コストを減らすためにどのような工夫をされているのかお伺いしたいということです。

あともう一つ、これは私自身、学習塾の方のパソコンリース契約を5年ぐらい前に打ち切って、5年間の間に結構トラブル、出尽くして、10年たっても壊れていないという状況なものですから、この職員用パソコンを初めとする事務用機器の5年間のリース契約、そろそろパソコン等プリンター、いろんな事務用機器が近年、デフレといいますか市場価格が大分下がっていると。そういうことから、見直しの時期に入っているのではないかとということで、この2点質問させていただきます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） それでは、事務経費削減のためにの第1点目についてお答えいたします。

これまでコピー用紙、印刷用紙、さらにはプリンター用紙につきましては、問題のないものにつきましては両面での印刷や打ち出しを行っている。それから、16枚の枚数以上の場合は、コピーよりも印刷機による印刷の方が経費的に安くなりますので、総務課から各課の方にお願ひして、総務課で印刷を受けまして印刷しております。総務課で。

そして、そのほかには、まず各種の計画書関係でございますが、例えば互理町総合発展計画実施計画書あるいは互理町行政改革大綱実施計画書、それから特定健診等実施計画書、防災計画書など各種の計画書関係については、計画書もちろんですが、各課で使用する日誌類等についても、印刷業者には発注しないでみずから庁

舎内で印刷し、経費の削減を図っております。

それから、郵便でございますが、特に数が多い行政区長さんあての文書は、週1回、まとめて配達しております。週1回。それから、県庁、県の出先機関の文書については、それぞれまとめまして一つにして発送しているということでございます。

また、総会での通知文書でございますが、これについてもできるだけはがき郵送で経費節減に努めていると、そういうことでございます。

なお、様式の変更などで使用できなくなった用紙については、環境面も考えまして、いわゆるリサイクルということで裏面活用も図っているということでございます。

以上です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、2点目の5年間のリースを見直してみてもどうかでございますけれども、現在、国の施策に基づき、本町においては平成18年に互理町行政情報化計画を改訂いたしまして、効率化等に取り組むこととしております。それを実現するための基礎的整備事項であるパソコン職員1人1台体制を確立すべく、平成14年度から順次計画的に導入・整備を進めてきたところでございます。

本町の一般事務用パソコンや各種システムにつきましては、5年間のリース方式により導入・整備を図ってまいりました。当然のことながら、各種機器の導入に当たっては、買い取りによる方法がリースに比べ、リース料がない分安価になることはご承知のとおりであります。

しかしながら、リース方式により導入している理由としては、メリットでございますけれども、導入に際してのメリットとして、高度情報化社会が進展する中、機器も同じく性能が向上し、パソコンやシステムの本来の導入目的であります事務の効率化・簡素化を総合的に進める上では計画に新鋭機器へと更改していく必要があります。このため、リース契約による導入は、陳腐化というリスクを防ぎ、計画的に最新の機器へと更改を行うことが可能となることから、導入に際してのメリットであると考えております。

続いて、第2点が財政面でのメリットでございます。

行政の方は、住民の満足度を高めるために各分野の各種施策に取り組まなければなりません。そのため、限りある予算を有効に、かつ最大限生かす方法を選択する

ことが必要となります。このことから、単年度において一括購入するということは偏った予算となり、財政的負担も当然大きくなってきます。一括購入する場合には、当然その財源を確保することが必要となり、そのためには他分野の施策・事業を縮小または廃止するか、起債を借り入れるなどの対応を行わなければならないということになります。

したがって、財政の平準化を図りながら各分野の施策にも取り組み、均衡のとれた行政運営を推進するためには、リース方式を選択することが有効な手段であるというふうに考えます。本町初め多くの自治体や企業が採用している現在、主流の方法であると思っております。

それから、三つ目が管理面でのメリットでございますが、リースによる導入・整備することは、毎月のリース料の支払いと機器の使用管理のみとなり、管理事務の合理化につながります。また、廃棄処分についてもリース会社が行うこととなり、処分経費の一時的負担も回避することが可能となります。

以上のことを総合的に判断しますと、現在のところ、リースによる導入・整備方法が得策と考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） まず、(1)の方からなんですけれども、紙の使用量を当然減らされていると。両面使ったりとか、リサイクルに出したりとか、16枚以上は印刷機ということで、あと計画書や日誌も、当然努力はされているということなんですけれども、やっぱり究極は、紙はやっぱり便利なものなんですけれども、私も現行紙に、裏側に何か前のプリントのやつを使っているんで紙は便利なんですけれども、究極はやっぱり紙を使わないという選択肢もあるんじゃないかなと。

例えば、議員ですと皆さん携帯電話をお持ちですし、職員の方も多分携帯電話をお持ちだと。例えばメールとかネットとかで代替可能なものはできるだけそちらの方に移行すべきではないかと。5年リースで、2番目のパソコンともかかわるんですけれども、5年リースでパソコン、1人1台体制に近い形でお持ちなようですから、そちらの方になるべく移行させていただきたいと。

あと、印刷コストですけれども、例えばA4 1枚当たりの数値みたいなものをもしお持ちであればお聞きしたいということです。なければいいで、1枚当たりどの

ぐらいかかっているのか、それがトータルで何枚ぐらいかかっていて、どのぐらいになるか。それが、例えば印刷機でやっているとか、うちの場合は規模の小さい学習塾なので、レーザープリンターとか高価なものは使用しませんで、インクジェットで、インクを詰めかえて、そういうのを役場の効果なリース機械に使うわけにはいかないと思うんですけれども、いろんな印刷コストも、もちろん印刷会社には出さないで削る方法はあるということだと思えます。もしお持ちであれば、A4 1枚当たりの印刷コストをお出しいただきたいと。

あと、郵便コストに関しては、私も議員になって窓つき封筒で何々議員の山本ということでしたと。大抵は議会事務局の方から手渡しで受けることが多いんですけれども、教育委員会等からはやっぱり郵送で来ると。別に封筒でなくていいんじゃないかなと。窓つきの封筒よりも、はがきでもいいし、これもメールであれば、結局、手元に残ってしまうと、窓つきの互理町役場の立派な封筒が手元に残ってしまうと、うかつに捨てられないと。4月から細かく分別も始まるということで、それまでとっておかなくちゃとか、いろいろ悩むわけですね。こういうコピーの紙も、4月から新しく分別が始まるからとっておかなくちゃなんて、余計なこと。4月になればそういう悩みも解決するのかもしれないんですけれども、やっぱり究極は、紙は便利なんだけれども、紙から離れる努力を率先してやっていかなければならないのではないかなと私、考えるものです。

あと、2番目なんですけれども、いろんなメリット、確かにあると思えます、メンテナンスとか。ただ、財政面のメリットってどうなのかなと。やっぱり市場価格、私もパソコン、今使っているのが2001年の5月購入なんです、裏面見たら。そうすると、7年目に突入していると。5年たってハードディスクを2回ほど交換したんですけれども、なかなか壊れない。壊れたら買おうと思っいろいろ値段を調べているんですけれども、やっぱり10万円以下で結構いいのが今買えると。

あと、来年度予算で、中学校の整備が終わって小学校に220台パソコンが入ると。うちの子も4年生と6年生がいるので子供らに聞いてみたら、今使っているパソコンどうなの、古いの、古くて使えないのと聞いたら、全然古くないよ、ちゃんとXPが入っているし、速い遅いはパソコンのせいじゃなくて、マウスとかキーボードの入力の差が出る程度で古くはないよと。それが変わるというので驚いていた。何か使えるものをわざわざ更新するというのは、これは財政面のメリットと言

えるのか。もしかすると、例えば今、市場最低価格で申しわけないんですけども、五、六万円から買えると。それを100台整備するんだったらもう500万円で済んでしまうんじゃないかと。

あと、そういう、職員が使うパソコンなので、それは職員が使いやすいパソコンを使うのが一番のことで、私らがどうこう、あれ買えこれ買えということではないんですけども、でも、どうなんでしょう。例えばサーバーにしても、何か予算書を見て、企画財政課の担当の方にお聞きすると、やっぱり1台あたりファイルサーバーのリース料が60万円ぐらいかかると、1年間で。60万円掛ける5で300万円のサーバー。これは町内からのアクセスだけでなく役場庁舎内からのアクセスで、やっぱりこれ高いんじゃないかと。例えばサーバーですと、ソフトは別として本体だけだと二、三万円なんです。それも1年保証つきで。余りくどくど言うたあれなので、その辺、見直ししてみただけなのかどうか、再度この点お伺いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（菊池秀治君） まず最初に、携帯電話におけるメール、ネット関係からお答えしますと、これらの活用については三つほど、私今個人的に考えますと問題があるのではないかと。

一つは、やはり各個人の携帯番号、当然把握しなければならない。それが10人20人であれば簡単ですけども、それが500人1,000人あるいは5,000人ということになれば、どのような方法でやらなくてはいけないのかなというのが1点目。

それから、それに関する調査結果ですね。情報収集、電話番号の収集結果、個人情報保護の問題が二つ目。

それから、三つ目が、それを使う場合に受信者と送信者、その料金の負担割合はどういうふうになるのか。私の記憶ですと、ドコモの内容ですとお互い経費がかかるのかなという記憶がちょっとあるんですけども、それらも含めて研究しなければ、ここで方針はちょっと即答できないと。研究の上、検討しなければならないということでご理解をいただきたいと。

それから、紙の問題で経費なんですけれども、まず、平成18年度と現時点19年度の印刷コピー用紙、使用枚数、それらをトータルで考えますと、現時点で約20万円ぐらい経費は浮いています。21万9,000円ですから、約20万円ぐらい浮いています、



現時点で。ですから、3月までありますから、もう少し減るのかなと。

それから、A4の1枚当たりのコストの問題ですけれども、私の記憶ですと、コピーですと1枚15円前後かなと。ちょっとはっきりしていませんけれども。印刷すると10円以下かなと。その辺、詳細な数字持っていませんけれども、後では出しますけれども、記憶の範囲内でちょっと答えさせていただきますと、そうしますと、先ほど言った16枚以上の場合は印刷の方が経費削減になると、それが枚数がふえていけばいくほどコストが下がると、そういうことになるというふうに私は内容的には承知しておりますので、それらを回答とさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） リース契約の関係、買い取りというふうなことでの2回目の質問なんですけど、まず、パソコンの機種によって値段はそれぞれ違っています。山本議員が持っていらっしゃるパソコンの通常の単価と、町でリース契約をしようとするパソコンの違いがどういうものだからちょっとわからないんですが、それらによってパソコンの値段にも相当の違いが出ております。それと、ノートパソコンとデスクトップとって大きなやつ、多分、今学校に入っているのはデスクトップのでかいやつだと思います。あのパソコンについては、少なくともノートパソコンよりは安いはずで。そういうふうな、パソコンによってもいろいろ値段が違います。

あと、パソコンの、何ていいますか、もちぐあいといいますか耐用年数というんでしょうか、使用頻度、例えば1日8時間なり10時間使っているパソコンと、1日二、三時間を想定しているパソコンの違いでも恐らく値段に相違が出てくるんじゃないかなと、そんなふうにも思います。

以上がパソコンの値段と、それから、町の場合は事務用に使うので、いろいろなソフトにつながっていきます。それらに対応できるかどうかというのも一つの点といいますか、一つの要件になりますので、その辺をいろいろあわせて考えますと、一応今までリース契約、あるいは総合的に構築したパソコンなりコンピューターの絡みについては、ある程度は妥当なものだというふうに思っております。

ただ、実際そのように、例えば安価なパソコンで非常に対応できるものが実際存在するかどうか、そういうことにきちんとたえられるパソコンがあるかどうかというのは、当然調べて研究する必要があるかというふうにも思いますので、そ

の点についてはいろいろ研究していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 再々質問になるとこれで終わりということなので余りお聞きできないですけれども、印刷コスト、10円から15円、これは機材を、機材というか、プリンターなり印刷機なりのコスト、リース料も含んでのものなのかそうでないのか、ちょっとわかりにくいので、あと担当課長の方に教えていただきますようお願いしたいと思います。

あと、なかなか急にいきなり、メールだよというわけにはいかないだろうということだと思っておりますけれども、例えば町から特別職の公務員というのも、議員以外にも行政区長とかいろいろいらっしゃるかと思いますので、その辺あたりから、町から報酬いただいている方に関してだけでもそういうのに協力して始めてみればと。まず、真っ先に我々議員がそういうものを率先して取り入れていかなければならないのではないかと私自身は考えているものです。

次に、リース契約に関しまして、これは私の案なんですけれども、子供らにも220台入ると、小学校に来年度220台入ると。職員にも新規で117台とお聞きしたと思っておりますけれども、入ると。子供用のは大体、ソフトを省くと、きのう学務課長からお聞きしたんですけれども、10数万円、12万円とか、あとソフトとかいろいろ込めるとそんなに高い契約では……。予算の段階なので、契約・入札はまだだということなので、どのぐらいになるのか、下がってくるのかわからないんですけれども、あと、職員用のパソコンも、いろいろな面を含めたらそれほど高い契約ではないと。ただ、いかんせん、現在の市場価格というものが、ご承知のように10万円を切るのも結構珍しくないというような状況なものですから、当初、このリース契約というのは、単年度で負担するのは難しいからリース契約ということでやられたと思っておりますけれども、今すぐにというのではなくて、徐々にそのリース契約というものを見直していただきたいと。

午前中の島田議員の方からも、一般会計だけでも8,000万円、システム関連で超えるよと。特別会計を合わせるとやはり1億円を軽く超えていると。だったら、その分、できる人材を一人でも二人でも取り入れて、システムは自分らで、自前でつくるよというのも可能なのではないかと。結局、つくっているのは人間なので、富

士通の職員ができて亙理町の職員ができないはずがないわけでございます。それに  
取りかかるのは大変だよということだと思えるんですけども、いろんな面で5年間  
のリース契約というのを見直す時期に入っているのではないかということを感じま  
したので、どうぞその点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の総括質疑を終わらせていただきます。

議 長（岩佐信一君） これをもって山本久人議員の質疑を終結いたします。

次に、6番 高野孝一議員、登壇。

6 番（高野孝一君） 6番 高野孝一です。

わたり温泉鳥の海の地場産品売り場の管理体制についてお伺ひいたします。

昨年9月12日に、議会の終了後に全員協議会がありまして、その次第の中のその  
他におきまして、あのときは（仮称）鳥の海ふれあい市場ということで、経過と今  
後の予定が理事より説明がありました。地元の方が発起人となりまして協同組合を  
設置し、直営の地場産品売り場を保養センターの跡地に設置したいと。しかし、外  
に建物をつくり、物を売るわけですけども、新規の鳥の海温泉内にも地場産品の  
販売売り場があるということで、これは競合するというふうな観点から、協同組合  
の方から一緒に運営するのに貸してくれないかというふうなことでの説明でした。  
町でも一体的に運営していただけるなら貸してもよいということで、貸すことに対  
しては議会の理解をいただきたいということでのお話でした。現在に至りまして、  
先週の一般質問の中の答弁でも、予想外の3倍になる売り上げがあるというこ  
とで、大変喜ばしいことかなと思ひます。

その説明の中で、跡地に建てる店舗の契約は、町の条例によるというふうな話で  
した。また、温泉の中にある今稼働しておりますふれあい市場は、売り上げの何%  
かの利用をいただきたいというふうな話でした。その売り上げの何%かにつきまし  
ては、5%を限度に、設備、電気料など赤字になる貸し出しは好まないの、その  
金額を回収できる料金を設定した料金体制をつくるというふうな理事の話でした。

それで、外と伺ひますか、保養センター跡地の町有地を貸す契約は、条例で定め  
られるというふうな話ですけども、今回、予算書にあります特別会計に土地建物  
貸付収入が計上されております。これは、協同組合とどのような契約売買で賃貸を  
しているのか、その法的根拠を伺ひます。

また、土地建物貸し付けに当たりまして、協同組合と事業計画、事業予算、並び

に組合の規約等あるはずですがけれども、その辺の内容をお話ししていただきたいと思います。

以上2点です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） それでは、第1点目の管理体制、それから法的根拠についてまずご説明申し上げます。

地場産品売り場の管理体制ということでございますけれども、このスペースはすべて鳥の海ふれあい市場協同組合に使用を許可しておりますので、特に町の方で管理する点はございません。

ただし、わたり温泉鳥の海全体を管理する上で必要でありますので、その日の売上高を毎日7時半ごろまでに報告していただくということと、月に一度、お客様の流れ、それから品ぞろえ、衛生面等でございますけれども、これらについて幹部クラスでお互い打ち合わせをするということにしております。

次に、このスペースの法的根拠でございますけれども、これにつきましては、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の使用許可、さらに本町条例であります財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第8条に規定されている行政財産の目的外使用に基づき、使用許可を行っております。

続きまして、第2点の組合の事業計画、事業予算についてでございますけれども、当組合は鳥の海ふれあい市場協同組合と称しております。平成19年度の事業計画、2月から3月の事業計画では、農産物、水産物、乾物、漬け物、菓子類、工芸品、その他の販売として、数量的には2万8,610個というような計画をしているようです。

収支予算関係については、収入では共同販売事業売上金、単純には売上金でございますけれども、1,464万4,000円の事業収入が主でございます。これで、総額、予算的には1,502万4,000円となっているようでございます。

次に、支出関係でございますけれども、事業費として委託販売分の支払いである共同販売事業分、これは組合の方に仕入れといいますか、お金を返す分ですね。それが1,167万3,000円、人件費が188万8,000円、これらが主でございます。収入と同額の1,502万4,000円というふうな予算が立てられているようでございます。

また、平成20年度、4月1日から翌年の3月31日、1年間の事業計画につきまし

ても、先ほどの内容で、地場産品を売っていくというふうなことで、数が15万2,490個というふうな計画になっております。

平成20年度の収支予算ということで、収入では、先ほどの分、共同販売事業売上金が6,510万5,000円でございます。トータルして、収入合計で6,594万5,000円。

支出関係では共同販売事業分の返す分4,944万3,000円で、人件費が1,079万9,000円、これらが主でございます。トータルで、収入と同じ6,594万5,000円というふうな予算を組んでいるようでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） その協同組合に貸している箇所、場所、どこからどこまでなのか。

その関係で、当然、照明、電気代、そのほかに冷蔵庫の電気代、あと暖房・冷房費ありますけれども、これは使用料といいますか手数料といいますか、その中に入っていると思うんですけれども、それは具体的に1年間でどのくらいの数字と見ているのかというのが1点。

それと、このふれあい市というのは、最初の話は保養センター跡地に建てるというところから始まったわけですね。それが今、鳥の海温泉の中で、1階でできていますので、とりあえずそっちでやっていると。それはわかるんですけれども、一応メインは、協同組合の話のメインは、外で事業をやりますよというふうな話からスタートしているわけなんですね。その計画というのは今の事業計画の中にはなかったような気がするんですけれども、実は私たちの手元には、平成20年の4月にオープンするということで資料をいただいておりますけれども、当然4月にオープンすればそれらの賃貸料とかも予算書に入ってくるべきではないかと思っておりますけれども、ちょっと私見当たりませんでした。

その辺の2点、具体的にお話ししていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（森 忠則君） まず、中の分の面積といいますか、面積的には192平米で、ふれあい市場という看板ございますけれども、あそこの部分だけでございます。

それから、以前に議員の皆様にお話ししたときに、そういう計画があって、地場産品売り場で競合してしまうというふうなことで、両方でやっていただけないかというふうな話を組合の方と内々でずっとお話し合いをしてきました。実際、売り場

面積を見て、どのくらいの品物が入るかとかそろえられるか、あるいは組合員の数ですね。それによって売り場面積がどのくらい必要になるかというのはいろいろ変わろうかと思うんです。その中で組合の中で判断したのは、現在のところ、あそこのわたり温泉島の海の一部で当分の間は十分間に合うんじゃないかと。外の分については、もう少し時期を見てというふうな話のようでございます。

それと、金額の関係でございますけれども、さきの全員協議会のときにお話ししたのは、あそこを仮に町がやるにしても、あと組合がやるにしても、やっぱりわたり温泉島の海の一部、何ていうんですか、入客の度合いに非常に影響されます。そういうことから、仮に協同組合でやったとしても、その経営が当然圧迫されてできなくなるような状態にしてはうまくないんじゃないかというふうなことで、売り上げの3%というふうな数字を出して、売り上げに基づいた使用料といいますか、そういうものをいただくということでの許可を出しておるところでございます。それにつきましては、条例等に基づいて計算したというふうなことでございます。

それから、電気料の関係でございますけれども、電気水道関係で年間、こちらでは約126万円を見ております。基本的な使用料の取り方なんですけど、この組合については公共的団体というふうに位置づけまして、実は売上金の3%という数字は、当初予定した数字で計算しますと、先ほど言いました事業計画、収支予算、それで計算しますと低い額になります。ですから、公共的団体ということに位置づけまして、要するに減免の措置を行っております。3%自体が減免というふうに考えていただきたいと思うんですけれども、全体的に数字を、部屋の広さとか電気料の126万円とか足しますと、大体640万円ぐらい、年間なります。それらを売り上げの3%ということで、恐らく160万円から170万円ぐらいに減額されるわけですが、そういうふうに減額して使用を許可しているというところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） こだわりますけれども、外に建てようとして計画したふれあい市場があって、温泉の中の市場があるというふうに我々解釈していたんですね。それが、事情が事情で、今鳥の海温泉の中でやっていますけれども、それで、じゃ外の施設、今話聞くといつになるかわからないと。具体的に、2月6日には温泉が開館しますけれども、落ちつき次第こちらの事業が始まるというふうに説明も受けているんで

すね。確かに今、忙しい時期でそっちの方に手が回らないというふうな協同組合の話であれば仕方ないですけども、それはそれとして、一応計画はちゃんと立てているので、いつころから始まるという具体的な日にちをやはり町としても、貸したり借りたりする関係上、その辺の話はしていると思うんですよ。あちらの都合もあるんですけども、やはりその辺もはっきり、平成20年度、21年度というふうな形で確約をとるべきじゃないのかなというふうに思います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（三戸部貞雄君） ただいまはいわゆる今までの経過のお話かなと、計画ができ上がった段階での計画の話かと思えますけれども、今ご質問のとおり、当時、最初の申し入れ云々については、いわゆる地場産品を国民保養センターの跡地にその土地を借りて、そこに建物を、当時 200平米ぐらいだったと思えますけれども、そういう規模のものを建てて販売をしたいということの申し入れの中からこのお話が出てきたわけでありましてけれども、その中で、じゃ販売の方法というか中身なんですけれども、そこで地場産品を売るということでございます。当時のわたり温泉鳥の海を町が直営でやった場合も、地場産品の販売でございます。その中でいった場合、仮に農産物であれば農産物でいいんですけども、同じ人が、いわゆる市場の方に出す分と仮にこの温泉に出す分とあったときに、差が出てくる、競合すると。競争する、同じ人が同じところで競争するような状況になってくるんじゃないかというふうな心配もしたわけでありまして。

そういうことからいきますと、いわゆる会員を募って手数料をいただいて売る方法は、今の逢隈のふれあいセンターもこういう方法、公社が貸していた部分の一つがありますけれども、その分も会員を募って、会費をいただいて、何かしらの10%から20%相当の品目によっていわゆる手数料をいただいて販売する。その販売手数料で運営をしていくというふうな方法そのものは、市場の方の考え方、あるいは町が直営でやる考え方、同じだったわけでありまして。そういうことからいきますと、同じ規模のものを二つ、外と中につくって運営した場合には、同じ地場産品を売るのに競合して、どちらかが共倒れというかそういう状況があるおそれもあるというようなことで、そういうことであれば、その当時の話し合いの中では、全員協議会の中でもお話ししましたけれども、その運営をわたり温泉の中にできるふれあい市場の方に、名前は後からついたんですけども、ふれあい市場の方にお貸しをして

運営した方が地場製品の販売につなげていって、お互いの相乗効果を生むことによってその運営が可能になるんじゃないかというような考え方をしたわけでありませう。

そういうことから、このわたり温泉島の海での運営については、ふれあい市場の方にその売り場面積をですね。192平米ほどの面積をお貸しして、そこの中の手数料をいただくというふうな運営方法の考え方を、全員協議会の中でもお話をしてお理解をいただいたという考え方から、今回の方法を決定したということでございます。

外の分については、一番最初の話がそういうことであつたわけでありませうので、外につくるということが前提ではなかつたわけですね。同じものというか、そういうものをつくりませうよという中で、じゃ同じものをつくるんだつたら中にお貸しませうというような経過を経たわけですから。

ただ、問題は売るものですね。地場製品の売るものが、基本的にはあその中で、加工品と言われるもの、保健所の許可が必要なものとか、いろいろあつたわけでありませう。魚介類の販売等の許可も、それも加工を、現在持っている水産の施設があるんですけども、そういう許可をもらつてるところで下ごしらえしたものをパックに入れて売ることが、あそこで売ることができます。

そういうことで、将来、地場製品売り場の販売の種類、魚とか魚介類が当然販売としてどんどん伸びてきた場合、それを下ごしらえする施設、あるいはそれらを調理というか加工する施設としては、必要性が出た場合はその段階で協議をしながら、ふれあい市場との調整をしながら考えていませうと。その辺は町長も一般質問の中でも答えていませうけれども、その内容については慎重に、お互いに運営ができるかどうかという問題が伴いませうので、その辺を調整しながら今後考えていくということでございますので、今の段階では、まだ1カ月ちょっと経過した中で、どのような方向に行くかということは全然予想つかない中で、当初予定していた状況でもかなりの売り上げがあるということでございますので、今後、そういう状況になれば考えてまいりたいというふうにご考えておられます。（「終わります」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって高野孝一議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。



議案第27号から議案第37号までの11件については、本町議会の先例により、議長を除く19人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第37号までの11件については、議長を除く19人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を願います。

委員会の招集場所は議員控室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後1時47分 休憩

午後1時53分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に宍戸秀正議員、副委員長に渡邊健一議員、以上のとおり選任されました。

なお、お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第27号から議案第37号までの11件については、会議規則第43条の規定により、3月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第37号までの11件については、3月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

あす3月12日からは予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査を願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時55分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 平間 竹夫

署名議員 佐藤 アヤ